

京丹後市 **子育て短期支援事業**(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

【子育て支援課 Tel0772-69-0370】

保護者の傷病その他の理由により、家庭において児童を養育する事が一時的に困難となった場合に、夜間(泊まり)も含め、児童養護施設(乳児院)等で一定期間、養育する事業です。

【利用対象:京丹後市に居住する小学校 6 年生までの児童】

1. 事業内容

事業名	利用要件	期間
ショートステイ事業 (短期入所生活援助事業)	利用する理由が次に掲げるものであること ① 疾病、出産、看護、事故、災害 ② 転勤、出張、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加など ③ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など ★児童とともに保護者の支援が必要と市長が認める場合は、保護者も対象とすることができる。	概ね 1回7日以内 かつ 1か月に7日間以内とする
トワイライトステイ事業 ① 夜間養護事業 (午後 5 時から午後 10 時まで) ② 休日預かり事業 (土、日、祝日の午前 9 時から午後 5 時まで)	<u>保護者の仕事等の理由により</u> 、平日の夜間または休日に、保護者が不在となるため、家庭における生活が困難となった児童	

2. 負担金(児童 1 人 1 日当たり) (負担金は、利用の最終日に直接、乳児院等に納付してください。)

※負担金額は利用日の年令で決定されます。

事業名	世帯の区分	2歳未満	2歳以上	親子利用の親
ショートステイ事業 (短期入所生活援助事業)	生活保護世帯/ 母子・父子世帯(市民税非課税世帯)	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯/ 母子・父子世帯(市民税課税世帯)	1,100円	1,000円	300円
	上記以外の多胎児世帯	2,670円	1,380円	370円
	その他の世帯	5,350円	2,770円	750円

事業名	世帯区分	負担金額	
トワイライトステイ事業 ①夜間養護	生活保護世帯/ 母子・父子世帯(市民税非課税世帯)	0円	
	市民税非課税世帯/ 母子・父子世帯(市民税課税世帯)	基本分	270円
		超過分	270円
	上記以外の多胎児世帯	基本分	340円
		超過分	340円
	その他の世帯	基本分	680円
		超過分	680円

【令和8年(2026年)7月～】

トワイライトステイ事業 ②休日預かり事業	生活保護世帯/ 母子・父子世帯(市民税非課税世帯)	0円
	市民税非課税世帯/ 母子・父子世帯(市民税課税世帯)	500円
	上記以外の多胎児世帯	620円
	その他の世帯	1,250円

※夜間養護の利用時間が午後10時を超過した場合は、「超過分」の負担金が追加で必要となります。

3. 実施施設

社会福祉法人みねやま福祉会

峰山乳児院(3歳未満児)

てらす峰夢(3歳以上児)

京丹後市峰山町杉谷952番地の8

TEL: 0772-62-1251

4. 利用について

1) 利用申し込み

- 利用希望日の **2週間前まで** に子育て支援課(TEL 0772-69-0370)へご相談ください。
- 申込書は、市のホームページからダウンロードできるほか、子育て支援課に配架しています。

2) 申請および利用について

- 初めての利用や施設が必要と認める際には、事前に乳児院等で面接があります。
- 申請から事業を利用するまでの大まかな流れは以下の通りです。
 - ① 子育て支援課(TEL 0772-69-0370)に利用相談
 - ② 『子育て短期支援事業利用申込書』に必要事項を記入し、子育て支援課に提出
 - ③ 審査後、申請者あてに『承認(不承認)通知書』を送付
 - ④ 乳児院等への児童の送迎・負担金支払

短期支援 ホームページ



3) 注意事項

- 以下の場合にご利用いただけません。
 - ① 施設の事情(施設の定員超過・病気の感染等)により受け入れが困難な場合
 - ② 対象となる児童が感染症を有し、他の入所者に感染させるおそれがある場合
 - ③ 対象となる児童の疾病・障害等により受け入れが困難な場合
- 利用承認後、利用の必要がなくなった場合は、早急に峰山乳児院と子育て支援課へ連絡してください。
- 施設への児童の送迎は、保護者の方に行っていただきます。

4) その他

- 保育所等に入所していない就学前児童が一時的な保育を必要とする場合、市内こども園等で実施している『一時預かり事業』を利用することもできます。

問合せ先: 京丹後市こども部子育て支援課
〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地
TEL 0772-69-0370 FAX 0772-62-3010
e-mail kosodate@city.kyotango.lg.jp

